

第9回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
会議録

2018年（平成30年）5月

総務部 行政総務課

開催日：2017年（平成29年）12月1日（金）

時間：18時04分から19時45分まで

場所：湘南NDビル8階 8-1会議室

出席者：村山委員長，永倉副委員長，名取委員，吉村委員，塩見委員，清水委員
牛島委員，久保委員，赤堀委員

【事務局】黒岩総務部長，宮沢総務部参事兼行政総務課長，古澤行政
総務課主幹，及川行政総務課課長補佐，中野行政総務課主任

【担当課】村井子ども青少年部長，辻子ども青少年部参事兼保育課長，
手塚保育課主幹，藤田保育課主幹，戸部保育課主査，佐藤
保育課主任，福室職員課主幹，後藤職員課上級主査

傍聴者：0名

委員長	<p>それでは，第9回目の委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>今日のメインは中間報告の案ということで既にご覧いただいていると思いますが，ようやくこういう形でまとまってまいりました。ただし，まだ案の段階ですので，内容をご議論いただくとともに，今日だけでは難しい部分もありますので，少し時間を置いて内容をご覧いただいて，これをベースに公表して，またいろいろとご意見をいただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず今日の会議の出席状況について，ご報告をお願いいたします。</p>
事務局 (中野主任)	<p>今日の出席状況でございますが，委員の出席が9名というかたちになっております。有菌委員はご連絡がないのですが，恐らくご欠席かなというところでございます。いずれにしても会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>なお，傍聴者はゼロ名でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは，議題1が「第8回委員会以降の会議開催経過について」</p>

	<p>ということで、前回の委員会以降の状況のご説明をよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (中野主任)</p>	<p>事務局からご報告いたします。資料1に基づいてご説明させていただきます。</p> <p>前回、5月の委員会以降の会議開催経過でございますが、まず1番として、判定部会と補償検討部会の合同部会として、6月と7月に2回開催をしております。その際の主な議論の内容といたしましては記載のとおりでございますが、中皮腫、肺がん、その他の疾患等における医学的見地もしくは法律見地からの意見交換をしたということでございます。</p> <p>論点の主なところ、「しかし」以降になりますが、肺がんの部分が、発症原因が本件でのアスベストばく露によるものかどうかの判断というところの整理が必要でしょうということで、主に議論をしてきたところでございます。</p> <p>2番でございますが、それを踏まえまして、補償検討部会、単独のものを3回開催しております。8月、9月、10月ということで、引き続き月に1回開催をまいりました。</p> <p>その際の主な議論は、先ほどの合同部会を踏まえたうえで、肺がん発症時の補償の部分の整理、また割合的認定の導入といいますか、そのあたりの考え方の整理を主にしてきたものでございます。</p> <p>裏面に移りまして、今回も触れていただく形になりますけれども、医療費を中心に補償を行う必要があるだろう。その中で類似事例も参考として、最後段にあります。見舞金の支給などについても検討の余地があるであろうというご意見が出た次第でございます。</p> <p>そのような会議を踏まえて、3番、部会長会議としまして、11月に開催をいたしました。ここは主に本日出す前の段階の中間報告書の内容について議論をして、構成とか内容の点でも、先ほど申し上げました補償の考え方、要は因果性が判別できない疾患に対する補償はどのように整理をすべきでしょうかというようなところが主な</p>

	<p>論点となって議論をしてまいりました。</p> <p>3 段目ですが、会議時点では、結論までは至らなかったもので、本日まで情報交換、情報共有しつつ、本日の報告書案のほうにその考え方を整理した次第となっております。</p> <p>4 番になりますが、判定部会とリスク推定部会の単独のものは、第 8 回の委員会以降の開催はございません。</p> <p>簡単ですが、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見等：なし)</p> <p>このような形で議論が進んで、特に中間報告の中では、4 章の部分、こういった形で補償するかというところについて、議論がだんだん深まってきているというような状況です。こういった議論を含めて、今日の中間報告書の案という形にまとまってきているということです。</p> <p>議題 2 が「藤沢市石綿関連疾患対策委員会中間報告書（案）について」ということです。かなりのボリュームですので、細かな情報、説明は難しいのですが、まず内容についてかいつまんで説明をしていただいた後、少し議論をしたいと思います。</p> <p>それぞれの部分で、各部会の部会長、主に担当した方がいらっしゃいますので、その方々から分担してご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>まず「はじめに」というところですが、ここはこの委員会の目的、いつから始まったか、これまでこういった形で会合を開いてきたかということで、全体では 50 回以上の会合が開かれて議論をしてきているということになります。</p> <p>中間報告書は 4 章構成で、大体の内容はこんな形だということを書いております。</p>

	<p>次の4ページ、5ページが総目次ということで、全体は4章構成です。第1章が事実関係、第2章がリスクの推定、第3章が主に検診に関する対応策、第4章が発症にかかる補償の考え方という構成です。</p> <p>資料については、この委員会の設置要綱、委員の名簿、それから、今日は省略してはいますが、2章のリスク推定にかかわる関係の文献等が追加されることになっています。</p> <p>その次のページに「用語集」ということで、この中間報告によく出てくる用語について最初にまとめております。</p> <p>それでは、本文ですが、第1章については久保委員のほうからご紹介いただけますでしょうか。</p>
久保委員	<p>細目次が8ページに載っております。前回の委員会で一応この案をお示ししまして、今日までの間に内容に変更があるような修正等はありませんでした。</p> <p>大体前回も説明をいたしましたけれども、目次を追うような形になりますが、最初の(1)は、旧遊戯室と保育園の関係で、結論的にどういう飛散の事態、あるいはそれによるリスク評価をする対象となる飛散の問題について、まずIからXまで特定しています。</p> <p>(2)は12ページですが、そういう事実を判定するに当たっての資料あるいは書面、文書としての資料もあれば、写真のほか当事者側の関係者からの事情聴取等の資料もあります。</p> <p>それによって、その後、飛散が生じた事態ごとの事実関係ということで、それぞれについてどういう状態だったかということを書いてはいるのですが、(3)はその前提となる諸事実ということで、保育園の概要とか、問題になっている天井の状況とか、吹付け材の特定とか、初めの施工状況等を整理したものです。</p> <p>前回お示した案から14、15、16ページと、間取り図というか、配置図をつけさせていただきました。大体皆さんご存じの状況ですが、第三者が見る場合に、こういう間取り図と、それから拡散</p>

の状況を見るとすると、窓とか開閉戸、扉がどういう位置にあったかはわかったほうがいいだろうということで作っていただきました。細かいところはいいのですが、全体のスケール感を示すために、できれば縦横の長さなどが入ればいいかなとでき上がった後で思いました。これは検討事項です。

(4)は、リスク評価にかかわってくるのですが、本件の場合には、飛散の事態の中で、濃度はそれほど高くないけれども、長期にわたって園児がばく露しているという事態がありますので、園児なり職員が、この園内もしくは旧遊戯室にどの程度滞在していたのか、やや細かく、その時間を、1日の滞在時間から始まりまして、年間の滞在時間というものを、いろいろな仮定といえますか、当時の資料は不十分ですけれども、いろいろな話やら資料をもとに計算して、大体の滞在時間を示したということになっています。

(5)が「アスベストの飛散が生じた事態ごとの事実関係」ということです。

Iは最初の昭和47年から昭和59年までむき出しになった形の吹付け材の飛散状況について記述したもので、IIは最も濃度が高くなったと思われる昭和59年の改修工事のときの飛散です。

IIIはちょっとあれですけれども、9ページの目次を見ていただくと、IVが、従前かなり問題になりました雨漏りの中での飛散が、どういう状況で、どの程度の雨漏りだったかということを記載したことになります。

VIからVIIIないしIXまでが、いわゆる天井板を外したときの状況、これもかなり事実関係が明確でないところがあるのですが、一応これまでいろいろ言われていることや残っている記録から、それぞれの程度の時間、どのような形で外したかということを事実関係として記載しました。

最後に、飛散事態の評価の必要ということで、Xとして、園児がぬいぐるみとか布団についたアスベストをなめたり、あるいは水の中に入ったアスベストを飲んだりしたという事実もあるでしょうか

	<p>ら、その事実について、通常は呼吸器ですけれども、消化器からの吸収によってどういう影響があるかということも評価の対象にしたほうが良いというご意見があって、それを項目として1つ挙げています。</p> <p>一応そんなことで事実関係に関しては、時間等で前回の案より若干修正したところもありますけれども、大枠の事実関係の記載は変わっておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>2章が今の事実関係に基づいたリスクの推定というところですか。こちらについても既に委員会でご紹介した内容から大きく変更はないですけれども、ざっとご紹介すると、39ページがリスクアセスメントに関する基本的な考え方の紹介、40ページから41ページがリスクを管理する場合、どういう基準で考えているかということで、10^{-5}ということがよく出てくるわけですが、場合によっては必ずしもそれだけではないということを書いております。</p> <p>その次が、今回の問題について、どうかたちでばく露があったか、その区分け、これは今、久保委員からお話があった点です。</p> <p>その後、42ページあたりから、どういったかたちでリスクを評価するか、どのようなモデルがあるか、不確実性についてどう考えるかということについて紹介をしています。</p> <p>44ページからは、今回、過去のリスクの推定をしなければならないので、過去のアスベストのばく露の状況がわからないといけないのですけれども、なかなか情報がない。ほかの参考情報をいろいろと紹介して考えようということで、それが44ページからずっと続いていきます。</p> <p>その後、50ページから、今回の浜見保育園でのばく露がどの程度あったかということ推定しています。これがまた58ページまでずっと続きます。</p> <p>このばく露の推定から、では、リスクはどれぐらいかということが</p>

	<p>58ページから始まります。これもまた少し続きます。</p> <p>最終的に、では、全体のリスクはどれぐらいになるかというのが66ページの表にまとめられています。園児、職員の方々の当時の滞在時間について、かなり細かい情報が出てきていますので、それに基づいて、もう少し細かなリスクの推定が可能だと思っていますが、現時点ではまだそこまで対応ができていません。大体ここに挙げたようなレベルから大きく変わることはないと思っていますけれども、最終報告の段階では、その点はもう少し詰めたいと考えています。</p> <p>この推定の結果に関する考察を67ページ、68ページで挙げています。</p> <p>最後、69ページには、検診を受ける場合の放射線のリスクに関する記載をしています。ここについては前回と変えてはおりません。</p> <p>以上が第2章のリスクの推定の部分です。</p> <p>その後、第3章として「今後の検診に向けた対応策」ということですが、(1)については名取委員からお願いします。</p>
名取委員	<p>こちらについては過去に報告したとおりでございます。最初にアスベストばく露のリスクレベルが出ております。どういう方を対象にすべきかということで、園児については10^{-6}とか、そういうレベルを指標にしたり、もしくは10^{-7}ぐらいというあたりを指標にする場合が多いということから、昭和47年から昭和59年に在籍した園児、平成16年から平成17年度に在籍した園児のうちで、アスベスト関連疾患の検診を希望する者を対象とすることにしております。</p> <p>なお、昭和60年から平成15年の間のみ在籍した方と、平成18年以降のみ在籍した園児については、検診の必要性は十分に確認できなかったということになります。</p> <p>同じく職員についても同様の結果でございますので、昭和47年から昭和59年、平成16年から平成17年度に在籍した職員のうち</p>

で希望する方を対象にすることにしております。

「その他の配慮」としては、これまで市と保護者との間でいろいろ経過があったということですので、とにかく希望するという方については対象としますよという項目をつけております。

検診の対象となる疾患でございますが、補償のところで最終段階で若干文言として、「その他アスベスト等で発症することがある病気」というものがつけ加わりました。ここの部分は、つまりどういうことかということ、IARCというWHOの研究機関等で、3年ぐらい前から、口頭がん、卵巣がん、後腹膜線維症という3つの病気がアスベスト関連疾患として加わっているのですね。

日本はその基準を、労災の認定の基準とか環境の認定の基準にまだ変更はしてないのですが、海外ではもうそれは取り入れられていて、ヘルシンキクライテリアという石綿関連疾患の認定基準の国際標準でも、それは入れましょうということになって、それは日本の代表も当然参加しております。基本的にはそのことも考慮しつつ、73ページの部分は、「胸膜プラーク（肥厚斑）、アスベスト関連肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の5疾患及びその他アスベストで発症することがある病気」というふうに追加を願いたいと思いますが、それ以外は特に変わっておりません。

基本的に、レントゲン画像を出していただいたものについては、年1回の判定部会で判定いたしますし、胸膜プラーク等が疑われる例については、CT等の写真の撮影を行うということでございます。

74ページ、「アスベスト関連疾患検診の開始時期」でございますが、ばく露の時期から20年は経過した方のほうがいいだろう。特に若い方の場合は、先ほどありましたように、レントゲンの検診による被ばくのこともありますので、早くからやるべきとは考えておりません。20歳から39歳の方については20年経過してからやりましょう、潜伏期を考えてそういうような考えに立っております。それから、10年たったぐらいから、ごくまれにですが発症することもあり得るので、40歳以上の方については、ばく露から10年

	<p>で対象にいたしましょうという考えになっております。</p> <p>あとは、エの説明会とか、実施機関、判定部会と対象者個人への通知、リスク相談や心理相談、そういうことを実施することについても、今までどおり全く変わっておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、3章(2)の検診にかかる必要経費の補償の部分については、牛島部会長にお願いしていいでしょうか。</p>
牛島委員	<p>76ページですね。こちらについては補償部会のほうでいろいろと検討しまして、以前も全体会でご説明したのと変わっておりません。</p> <p>76ページの真ん中から下のあたりのアの(ア)、4時間以内の所要時間の場合は2,500円、4時間を超える場合には加えて2,500円をいわゆる手間代といいますか、そういうもので支給しよう。これは原発事故による被ばくに対する検診などの状況からも、細かい運用までは調べてないのですけれども、これぐらいは望ましいであろうと。</p> <p>それと、交通費は自宅から会場までの公共交通機関での移動交通費を市が負担することが望ましい。その際、可能な限り現地にて支給できるようにするのがいいだろう。なお、住所地以外の場所に居住している大学生の寮などの場合は、判明できる場合には、その旨、事前に申し出を受けて、その移動交通費ということもあり得ると考えています。</p> <p>イとして、「別に受診した健康診断等の胸部X線写真を提供する者」についても市のほうで負担する。このあたりは変わってないです。</p> <p>78ページの図表にあるとおりで、この表も市のほうに作成していただいたものを変更した部分は今のところありません。要は市のほうでなるべく取り寄せができれば取り寄せる。その費用は市のほうで負担する。本人でないともらえないような場合には本人に取っていただいて、それに要した交通費とか複写手数料などの費用は、領収証を添えて提出されれば、それは市のほうで負担するという形で</p>

	<p>す。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>最後が第4章ということで、「アスベスト関連疾患の発症にかかる補償の考え方」というものです。こちらについてはまず牛島部会長からよろしいでしょうか。</p>
牛島委員	<p>このあたりは本当に議論が煮詰まってきてから、最後のほうに、必要性を感じていろいろ議論したこともありまして、皆様には非常にお待たせして申しわけなかったのですが、目次を見ていただくと、まず「アスベスト関連疾患が発症した場合の補償等の検討の必要性」ということで、要綱にも書かれていますし、安全配慮義務的なものの関係でも必要でしょうと。</p> <p>あと、浜見保育園の場合は、在園証明書の発行を保護者が依頼をして、それが郵送で送られて、保護者がそれによって、肺がんも含めてアスベストによってなり得る病気に発症してしまった方は補償を受けられると思った。そういうような以前の経緯の特殊性があるので、その補償の検討の必要性がありますというのを目次で読み取っていただければと思うのです。</p> <p>(2)では、補償はどうしますかということで、債務不履行の損害賠償という考え方と、不法行為という考え方と、あとは市の責任のあり方に関する参考情報ということを入れてあります。</p> <p>(3)、結局、具体的にはどうするのかといたら、アスベストと病気が医学的に判定可能な因果性が明らかになりやすい中皮腫の場合、原発性肺がんの場合と、ウのようにびまん性胸膜肥厚とか、良性石綿胸膜炎、その他、今回名取委員が説明を加えていただいたようなヘルシンキクライテリアで言われているようなアスベストで発症することがあり得る病気の場合というのは、判定部会のほうにも考えていただければというか、判定していただければいいのかなと思っております。</p> <p>ただ、その場合の「補償項目」は(4)ですが、(5)として因果関</p>

係の立証が民事上は非常に大変で、実は原則、被害者のほうが因果関係を立証するという考え方があることに関して、被害者がやり切れるところではない。20年後の発症を、浜見のアスベストによるものか、もしくは他のアスベストによるものかということで、非常に難しい問題があるので、これに関しては浜見の特殊性ということで考え方を書かせていただきました。

賠償というものも位置づけがあり、また、補償や賠償以外のことも、要は因果性がはっきりしない場合を含めて検討すべきだというのが（7）にあります。

具体的には次のページを見ていただきたいのですが、まず必要性としては、委員会設置要綱の第5条第1号に「石綿関連疾患に係る補償に関すること」を明らかにしてほしいという規定があります。しかも、こここそが補償というか、金額的にも大きくなり、保護者の一連の要望が強かった項目である。これは今回、十何年たってからですけれども、明確にする必要がある。

イのように、保育委託契約というのを市は保護者と結んだわけで、その際には、当然ながら安全に保育をするという安全配慮義務というものが保育委託契約上の附随義務として発生します。今回の場合は、病気になるかどうかはともかくとして、それに反していたということです。

そして保育園は、就労、出産、介護、就学などに加えて子育てをする方々のために設けられるもので、当然親としても多忙な生活に追われている中で、生活破壊に及ばないように配慮する義務というものも、あまり世間では言われてないのですけれども、今回の事例を鑑みるに当たっては、こういうものもあるであろうということでつけ加えさせていただきました。

平成17年の当時、雨漏りとアスベストばく露の関連を市が気づいて以来、これはアスベストをばく露するという意味での安全配慮義務違反もあるのでありますけれども、園児、保護者の非常に多忙な中での非常な気苦労、それから心配、将来にわたるまだ消えない思いとい

うものがいろいろとあるということをつけ加えさせていただきました。

もう少し具体的なことも多少書いた部分があったのですが、あまり細かくてもということで・・・，最終的に、今のところ落とした感じですかね。

ウのほうで、とにかく在園証明書が、在園していたことで、皆さん保護者としては、アスベストをばく露した証明になって、それを見せさえすれば、アスベスト関連でなり得る病気は因果性がわかるのだと思っていて、これは私も保護者会の説明会資料をまた読み直したのですが、各所にそういう保護者の意見としては載っておりました。なので、そういう特殊性を私たち補償部会としては取り上げました。

要は、証明書に書いてある文言は、80ページのウの3行目にあるとおり、「この証明書は、藤沢市立浜見保育園に次のとおり在園していた児童について、同保育園で使用されていた石綿を含む吹き付け材に因果関係のある健康被害が生じた場合には、市が責任を持って対応していくことを証明するものです」と書いてあった。

これは、法律専門家である弁護士等が見れば、因果関係の説明が難しい人たちは救済されないのだというように読み取れるものですが、実はそういう説明がなく、年末の押し迫った平成19年12月28日付で送られた。皆さんは大みそかあたりに受け取って、これでお正月が明けられるというような思いで受け取られた。つまり、あなた方が在園証明書を受け取っても、賠償なり、補償なりが受けられないかもしれないのですよというような厳しい側面を説明せずに送っていたというのを、赤堀委員だけではなく、他の保護者にもヒアリングに来ていただいたのですが、そのときにもそれを言っていらっしゃいました。

なので、それをいろいろ調べたら、ばく露手帳があれば、それを持っていれば、20年後、30年後、そういう事態の場合、手帳を見せれば、市が調べ直さなくても補償してもらえるとというふうな保護

者の意見があつたりして、裏づけもとれましたので、このところは特殊性だと考えます。

エとしては、不信感というのがありまして、市に対しては、安全に子どもを預けられるはずの保育園で、園児がアスベストにばく露した。にもかかわらず、明確な説明がなく、出産、仕事、子育て、家事、みずからの健康管理という超多忙の中で、アスベスト問題に関する情報収集、市との交渉、未然防止できなかつたことに対する自分を責める苦痛など、こういう中での問題性が重なつた。以上から、万一の発症の場合の補償についての考え方はこの会できちつと決めましょう。その必要性を認識したということです。

(2)「補償についての基本的な考え方」は、他人に損害を与えた場合の賠償責任が規定されている場合は、債務不履行とか不法行為ということで法律があります。法律が規定されていなくても、一定の当事者間で取り決めをすることによって、賠償の場合も含めていいのですけれども、補償という言葉で取り決めることが可能です。

では、法律に何があるかという、皆さん明るい方も多いと思うのですが、債務不履行というもので、損害賠償責任ですね。民法415条、契約関係がある当事者間で、相手方に一定の債務、義務を負うことがあつて、その義務を違法に怠つた場合に賠償をする。

また、そういう契約関係がない場合も含まれるのが不法行為といいます。一般不法行為として709条があります。これは違法に故意、過失等で損害を負わせた場合です。

(イ)の特殊不法行為というのが今回はかかわると思うのですが、債務不履行以外に、建物所有者の損害賠償責任、717条です。建物管理に瑕疵があつたことで他人に損害を与えた場合に、建物所有者が、これは基本的に無過失責任と言われるものですが、賠償しなければいけない。瑕疵とは、建物が通常有すべき正常を欠くということで、通常有すべきかどうかというのは、時期によって瑕疵の判断は異なります。この瑕疵が認められる時期以降は、法的に言えば、建物所有者としての不法行為責任という賠償が認められ得る場合に

なります。

これに関する高等裁判所の判例があります。最高裁に行ってから、戻って、高裁でまた言われたものですが、結論的に言うと、文房具店でアスベストの吹付けがあったところでずっと働いていまして、中皮腫に罹患して亡くなったという件です。この結論を言えば、下から4行目、環境庁と厚生省が通知を出した昭和63年2月ころから、この建物所有者は建物の吹付けアスベストのばく露による健康被害の危険性を知り、またアスベスト除去等の対策の必要性があることを知るようになった。これ以降は吹付けアスベスト対策を欠くことは瑕疵と認められると考えた。

ただ、裁判というのは、その事例において必要な範囲でしかさかのぼりませんので、これ以外にも、最後の行にあるように、昭和46年ころから、医学的にアスベストは問題ですと言っているの、今後、建物所有者の責任も含めて、最高裁を含め、また変わっていく。つまり、より早い時期にさかのぼっていくというのは、裁判の進展ということではあり得るという前提になっています。

82ページの(イ)で、この判決の考え方によると、昭和63年2月より前のものと後のものとで何か違うのかということになりそうですが、そうすると、(ウ)に書いてあるように、これを区別扱いは公平性に欠けるので、区別せずに補償するのが適切だと考えました。

まず1つには、Aに書いたように、20年も30年も40年もかかってという遅発性のものなので、被害の発生自体が遅れて、予見や瑕疵の存在時期の判断が遅れたにすぎない。園児にはこの点、何の落ち度もないわけです。

Bとして、本件問題の発生直後から数年の、園児らへの市による対応が、先ほど言ったように不誠実な点がありまして、瑕疵の始期以前と以後に分断するのは、正義公平にもとるとということが保護者委員、弁護士委員からも出ました。とりわけ在園証明書で在園時期について触れずに、因果関係のある被害が生じた場合は責任を持って

	<p>いくということなので、これも昭和63年より前か後かということとは関係ないとしているだろうという1つの根拠に挙げました。</p> <p>本件は、本来であれば債務不履行的な場合であって、園児を預かる市としては、単なる第三者への不法行為以上の責任を負うべきである。平成17年以降の対応により、保護者らの日常生活も、子育て中の通常の負担をはるかに凌駕する負担を与えたうえで、在園証明書が発行され、補償に対する期待というものをかなり明確に与えたということです。</p> <p>(3) でどういうふうに補償するかですが、中皮腫の場合は(ア)に書いたように・・・。</p>
名取委員	そこはこちらで言いますか。
牛島委員	では、お願いします。
名取委員	<p>対象疾患のところですが、中皮腫の場合は、基本的にまず診断が優先ということで、環境省の独立行政法人の環境再生保全機構で診断をすることが一般的に行われておりますので、これをしていただくことになろうかと思えます。あとは職歴、家族歴、生活歴等で、ほかの原因がなければ、ここが原因ということにおおむね推定できるわけですので、その資料については速やかに出していただくことになります。</p> <p>今のところ、これは労災の制度でも環境再生保全機構の制度でもないので、この自治体のためにこれをやるしか、こういう機能をつけないとできません。ほかではないよということをチェックさせていただくということで、そこについては判定部会と補償検討部会が共同で関与することになります。その場合については補償をしていただきたいという意見になります。</p> <p>イの原発性肺がんについてでございますが、こちらについては、今のところ日本の場合、労災の認定基準と、環境省が決めた、原因があまり関係なくてもいいから全部という基準しかないのです。ですから、肺がんの基準も、正直言って、ここの状態に合ったものを考</p>

えるしかないということになります。

「その理由としては」とここにありますが、「石綿肺管理2以上」とか、「5000本/乾燥肺1gの石綿小体」とか、「乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 μ m超)」とか、「乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 μ m超)」とか、これは電子顕微鏡の石綿繊維です。あとは、気管支肺胞洗浄液とあって、気管支鏡で洗って、1ml中に5本以上の石綿小体が回収されたとか、肺のプレパレート上の石綿小体、石綿繊維があるとか、こういうのは全部かなりばく露した方の基準なので、はっきり言って、環境のばく露の方の基準は、こういう事案ではないのです。環境省の基準も、工場周囲の方の基準なんてないのですよ。

それからいくと、まず確実に言えるところは何なのだろうとなると、胸膜プラークがあることについてはアスベストだということで、原発性肺がんについては皆さんの意見が一致するという事です。

あとは、職歴、家族歴、生活歴等で、ほかのものが無いという証明ができれば、その調査は、逆に言うと、皆さんがやるのは大変なので、この部会がしてさしあげられれば、その部分の立証を皆さんが一生懸命やる必要はない。市のほうの委員でできる。そういうふうな基準にここをつくり込んだということでございます。ですから、この部分については、確実にそれ以外がないのだから、この可能性は極めて高いということになるかと考えられます。

ウは、「びまん性胸膜肥厚」、それから「良性石綿胸膜炎」ではなくて「良性石綿胸水」です。それから「その他アスベストで発症することがある病気の場合」ということです。これは非常にまれにしか発症しないものでございますが、一応こういうものが起きることもあり得て、それが仕事であったり、家族であったり、ほかのものではないこともゼロではないので、念のためこれも追加しておいたというかたちで並べて置いているということでございます。

喫煙の点についても、こちらにも書かれていますが、もちろん喫煙しているほうが肺がんになりやすいのは当然ですけれども、現時点

	<p>で、とりあえず直接の喫煙によって、今のところ裁判で、吸っていたからアスベストのせいではないよというかたちの減額はしていません。そういうことも考えまして、直接喫煙の有無については、今の段階では補償の要件とはしない。これをまぜると、また非常に大変複雑な論理になってしまうので。そういうことでさらに検討を進めて、もう少しうまく書けるならいいけれども、簡単に書けないのだったら、この議論をするのは非常に混乱をさせてしまうと考えているということでございます。</p> <p>(3)については以上です。</p>
牛島委員	<p>喫煙については本人がちゃんと申告するかしないかも含めて、問題にするのは適切ではないだろうという考えを補償部会でも取り上げました。その結論にしております。</p> <p>83ページの(4)「補償項目」は、皆さんもご存じのように文京区のさしがや保育園事例で同様な補償というのがあって、制度をつくってありますが、それにある項目である「保険診療における一部負担金」、この文言はこれでいいのか、もし違っていたら後で直しますが、一部、自己負担する部分という意味です。</p> <p>それから「休業補償費」と、万が一の場合の「葬祭費、弔慰金、遺族補償金等アスベストばく露に伴う関連費用」としております。藤沢市の場合も補償としてはこのようなものかと考えられます。「等」というのがありますので、ちょっと漠然とした部分があって限定列挙ではないのですが、こういう趣旨です。</p> <p>(5)「因果関係の立証の負担など」。アとして「補償の際の証拠資料の収集」です。保護者委員からは、証拠のための資料収集は、園児らが将来行うのは、何十年前のことという意味で負担が大き過ぎるので避けたいということでしたが、アスベストばく露状況自体は、この委員会でもかなり明確にしました。また、在園証明書は永年保管なので、そういう意味で、ばく露状況についての証拠収集の新たな負担はない。</p>

しかしながら、園児でなければわからない職業歴、生活歴、医学的資料等は、園児側から情報提供してもらいたいと思います。ただ、過度な負担にならないようなことで考えたいという配慮は入れておきました。

イ「因果関係の立証責任」というのは、これまで集めた資料をもとに検討した結果でも、本件におけるアスベストばく露とアスベスト関連疾患との因果関係を判断する基準を定めるという問題があります。

(ア)「立証責任」というのは、因果関係が不明の場合に、どちらが不利益を負うかということで、民事訴訟法上、非常に大事な論点になっております。一般民事の考えでは、立証責任を負わされた側が、立証不明な場合に負担する。つまり、負ける、もしくは賠償を負うという意味です。

被害者側、園児側が、もし立証責任を負わされれば、園児側が立証できないことによって、できない場合は、園児側が不利益、つまり、賠償なり補償がないというのが一般的な考えです。逆に、もし立証責任を市が負うとしたら、市が因果関係はないと言えない限りは負担を負う。つまり、補償又は賠償するというので、立証責任というのは、民事訴訟法上、非常に重たい意味合いを持っております。通常は被害者側が立証責任を負うということで民事訴訟法上は成り立っていて、交通事故など即時的に結果が発生する場合はこれでもまくいくのですが、アスベストその他公害環境事件で遅発性の病気の発症などについては、これが被害者に非常に酷だということになっており、今までも疫学的証明や割合的認定などの考えが取り入れられることによって、多少被害者救済に傾いていくという方向になっております。

今回は、先ほどから何度も言っている在園証明書の問題もあるので、これは民事訴訟の原則どおりの因果関係の立証責任を、保護者、園児などに負担させない。負担させて不明のときは補償しないということもあるといった説明もなく送っていることから、いわゆる立証

	<p>責任転換的な場合として、市が因果関係を否定できない場合には、因果関係は否定できないとして、肯定されると考えられる余地があるという転換的なところまで考えられるのではないかというのが、今までの記録を見た中での今日の提案、中間報告案になっています。</p>
名取委員	<p>先ほどの83ページ(4)「補償項目」、文京区さしがや保育園事例で、実施要綱第10条はこのとおりです。「保険診療における一部負担金」はそのままです。もしあれなら括弧つきの追加説明を入れてもいいですが、全くこの文言どおりです。</p>
牛島委員	<p>つまり、自己負担分ですよということです。例えば交通事故だったら、加害者側が100%負うというような仕組みになるのですけれども、これは保険診療を使ってもらって自己負担分だけですよというのでいいかなと思います。ありがとうございました。</p> <p>(6)の2行前、「このようなことから、疾患の原因判定にあたっては」、先ほど名取委員からご説明のありましたような基準にしようということで考えられたものです。細かく言えば、もっといろいろな論点があるところを、プラークで判断しましょうとか、そういうようなことを考えていただいて中間報告案に至っております。</p> <p>(6)「損害賠償の位置づけ」。今回は補償だけを書きましょうと。つまり、もし賠償まで必要と思われる方は、賠償というのは、個人のいろいろな事情によって、休業補償とか、逸失利益とか、収入状態とか、いろいろな項目で変わってきますので、今回はそこまで書き込まない。もしそれを本当に求めたい方がいれば、因果関係の立証責任をどうするかは、範疇外として、それは訴訟なりでやってくださいというのが(6)の言いたいことです。ここではまとめませんということです。</p> <p>(7)「(3)以外の補償等の考え方」。実は文京区のさしがや保育園の事例では、発症前でも全園児に10万円の見舞金を支払いました。それは健康被害のリスクを生じて不安のもとに過ごすということ、現に生じた精神的苦痛に当たる損害であるということが、あち</p>

	<p>らは2度裁判をやりまして、その裁判で認められまして、和解勧告が出されたことによるものです。和解金の一部、10万円分だけは見舞金ですよというのが和解文自体に書き込まれました。それが1度、2度と続いて、結局、全園児に10万円にしましょうというのが、平成19年、ちょうどこのころですね、こちらで在園証明書を渡す半年前から1年以内ぐらいに出されたものです。</p> <p>本件についても、さしがや保育園と同様の問題、事案であるため、アスベスト関連疾患未発病の園児らに見舞金を払うことには一定の合理性があるものと考えられます。もっとも、藤沢市の保護者の方々は、見舞金の存在を知ったうえで、そういう金員までもらわなくても、万が一、肺がんなどの発症者があらわれた際に、その人に治療費等の補償をしてほしいという要望を当初から続けています。先ほど言った平成19年の年末に送られた在園証明書をもって、アスベストでなり得る疾患を発症した場合、肺がんも含めて、これで補償を受けられると信じたということです。</p> <p>この間、保護者らは、園児に対する健康被害について不安を抱き続けて、この後の平成26年に立ち上げられた当委員会でも議論を通じて、在園証明書の位置づけに対する市の見解との相違などが明らかになって、ここでもやはり負担感を感じていらっしゃると思います。</p> <p>以上のことから、保護者に対する何らかのかたちでの対応が考えられて、これが全園児への見舞金なのか、少なくともアスベストでなり得る病気を発症した場合に、(3)の要件に至らずとも、一定の治療費を支給することなどが考えられるというのが今の中間報告案の段階です。</p> <p>詳細にわたりましたが、こんなところですよ。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上で1章から4章の内容について紹介をしていただいたということです。少し長くなりましたが、現時点でまとまっているのがこのような案ということです。</p> <p>3章までは既にご紹介した点がほとんどだと思うのですが、4章は</p>

	<p>今日初めてご覧になる部分だと思います。実際この部分についてはまだ十分に議論が詰められてない部分もあって、中間報告としてはある程度まとまってきていますが、まだ少し内容を詰めていかないといけない部分が残っているというのも実際のところですよ。</p> <p>4章について牛島部会長から中心にご紹介いただきましたが、もし何か補足があれば・・・。</p>
副委員長	別の章でもよろしいですか。
委員長	別の章でも結構です。
副委員長	<p>14ページ、15ページの図ですが、これは1階、2階を入れていただいたほうがわかりやすいと思います。階数が書いてないので、これだけだと、わかりにくいかな。あと、上下をつなぐという意味で、階段のところも指摘を入れていただいたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>あと、水漏れの部分とかは、入れないほうがかえってわかりやすいですかね。そのあたり、あまりごちゃごちゃしてもわかりにくくなるかなと思ったのです。少なくとも1階、2階、階段くらいのところを指摘していただければという意見です。</p>
委員長	検討します。
名取委員	<p>全体的なことですが、恐らく今後いろいろ検討していくと、報告書に共通だから書き込まれる部分と、全体的にはみんなが賛成しないからちょっとという部分があって、できるけれどもここは残してほしい、そういう気持ちの部分がこの手の委員会には必ず起きると思うのです。</p> <p>ですから、まず巻末資料のところに、こういうふうなことがあって、全体としては合意できない。でも、そこは入れたいということがあったら、資料には入れる。今1、2、3、4しか上がっていませんけれども、そういうやり方で、いろいろなものを反映させてきたので、5ページにありますけれども、何かある場合は、それぞれの立場のいろいろなものをここに追加していくという処理の仕方をお願い</p>

	<p>いしたほうがスムーズかなと思います。全体的に合意したものは書いていく。そうでないものについては、後ろの資料として残すというやり方が適しているのではないかと思います。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>実際、特に4章の議論の中で、それぞれの立場からご意見をいただいて、今回の中間報告案に反映し切れてない部分が結構あります。特に保護者委員の方、赤堀委員、あるいは委員ではないけれども、当時保護者であった方々からもヒアリングをして、いろいろなご意見、情報をいただいています。</p> <p>特に今回の問題、過去どういう状況だったかという事実関係、当時の関係者の方々の思いというのはかなり重要な点なので、そういった点については、今、名取委員がおっしゃったような形で、資料として追加をすべきだろう。</p> <p>どうしても10年、20年たってしまうと、今日ここに参加されている方々はまだわかるのですけれども、将来、職員も当然かわっていらっしやると思いますし、場合によっては委員の方々もかわっているかもしれないので、担当者がかわっても当時の状況がわかるような形にしておいたほうが良いと思うのです。ありがとうございました。</p> <p>そのほかいかがでしょうか。</p>
赤堀委員	<p>名取先生に教えてもらいたいことがあるのですが、原発性肺がんは、どこかから転移したがんではなくて、初めて・・・。</p>
名取委員	<p>そうです。つまり、胃がんが転移してきたら、転移性の肺がんと言うのです。胃がんが肺に転移する、もしくは乳がんが肺に転移してきても、一見、肺がんに見えてしまうときがあるのですけれども、それは転移性肺がんだから、もとは胃がんであったり、乳がんであったりする。だから、あくまで肺起因のがんのことを原発性肺がんといいます。</p>
赤堀委員	<p>肺がんしかないということですね。</p>

名取委員	<p>続発性の、ほかのところから転移してきたがんは一切認めない、アスベストではないよというのが国際的な考えなので、それに沿っているだけです。乳がんが肺に転移してきたら、その転移性の肺がんも認めてよというのはダメです。大腸がんが転移してきたのが、一見、原発性の肺がんに見えるときもあるのですけれども、それは認めないよというのが国際的な考え方なので、それに沿って原発性の肺がんだけというのは、日本でもほかの国でも同じです。</p>
久保委員	<p>素朴な疑問ですが、転移でも、アスベストを受けていると、転移しやすいということはないのですか。</p>
名取委員	<p>そういう疫学データはないと思います。今のところ、それは言われてないです。</p> <p>それから、申しわけないですが、ここは後で消していただきたいと思っているのは、飲み水について、疫学データによって、水をとったらアスベストの病気が起きたというのは不明なのです。</p> <p>35ページの「この場合の健康影響の可能性も検討する必要がある」というところですが、もちろん体内に吸収はするのだけれども、それが原因でアスベストの病気が明確に起きたという証拠はないので、35ページの最後の1行だけは変えていただきたいというふうに医学関係の委員は思っていると思います。</p> <p>当然吸収されるというのは確かですが、吸収されたから、では本当に明らかに肺がんなり中皮腫が増えたかというところは、アスベストがたくさん含まれている川の近くに住んで、その水道をとっていた人と、そうでない人の比較で、差がないのですね。それは一応そう言われているので、ここはまだ検討する必要があるというのは、できたらお取りいただきたいなと思っているところです。</p>
久保委員	<p>この検討というのは、ここで検討する必要があるということで、そういう検討をした結果、それは影響ないという結論をリスク評価のほうで書いていただいているのではないかと思ったのですけど。</p>
名取委員	<p>そろそろ中間報告なので、そこら辺をあわせて・・・。</p>

久保委員	そこの応答があれば・・・。
牛島委員	検討したが、特に・・・。
名取委員	明らかな影響を示す証拠は今のところ見つかっていないというふうにお書きいただければありがたいです。
委員長	そういうところでまとめましょう。
副委員長	あと、これも4章にかかってしまうのですが、80ページの(1)のウのところ、細かい話で申しわけないけれども、「2017年」とあるのは、「平成29年(2017年)」、ほかは全部そうなので、それでそろえたほうが見ばえがいいかなと思います。
事務局 (中野主任)	元号表記のものは隣に西暦をつけているのですけれども、西暦は西暦のみというかたちにはしています。わかりにくいのですが。
副委員長	これはこれでよろしいということですね。80ページのウの一番最後の行の「2017年」、これだけ元号がついていないので、ちょっと違うかなと思っていたのですが、それは今の説明でわかりました。もう一つ、83ページの(5)「因果関係の立証の負担など」で、ア「補償の際の証拠資料の収集」ですが、証拠のための資料収集をして、リスト化して公表してもらおうというところまで書き込んでいただいたほうがいいのか。要はこれを見たい人にそういうものがまとまっていますよという情報が伝わらないと、あまり意味がなくなってしまうかなと思うので、資料収集したものをリスト化して公表するという内容を少しつけ加えていただきたいなと思ったところです。
牛島委員	「アスベストばく露の状況等は、市が委員会などで明らかにしており、今後リスト化を求める」とか、そんな意味ですかね。
副委員長	そうです。見たいと思ったときに、そういうものがあるよということが元園児たちに伝わるようにしたほうがいいのか。
牛島委員	それは現実、可能ですね。
副委員長	文言をちょっと修正していただくだけの話なのです。
牛島委員	わかりました。では、修正をします。

名取委員	1つ質問ですが、在園証明というのは、以前の方には出されているわけですがけれども、今回範囲が広がっているわけですね。そこについてのご意見をどうするというのは、まだ未検討という理解でよろしいのですか。
久保委員	過去の保護者説明会では、そのほかにも広がった場合にはその方々にも在園証明を出しますよというふうに市では回答していますね。初めに送ったのは確かに雨漏りの当時の・・・。
名取委員	その当時の在園者の方だけだけれども、事実説明が進んで、今回かなり範囲が広がっているわけですね。そこも範囲が広がった方へどうされるのかというあたりの提言がまだややないですかね。
牛島委員	それは補償部会のほうに入れたほうがいいですね。両方入れたほうがいいですか。
委員長	部会というよりは、どこの章の・・・。
牛島委員	4章ですね。先ほど永倉副委員長から指摘のあった83ページに、在園証明書を市で永年保存になっているということがあります。では、このあたりに・・・。昭和47年から59年と、雨漏りの平成11年以降ですか。入れるべきは、要は塞いでいて雨漏りしてない期間を除けばいいですね。
久保委員	在園証明書をそれぞれ送ったときに送り状がついていて、何年から何年まで在園の方に送りますという文書がついていたのです。どこか総括文書かな。それとも何か・・・。私が見ていたら、本文には期限の区切りがないけれども、表書きで、いつからいつまでの方に・・・。
赤堀委員	そこしかわからなかったから。当時誰がいたとかは・・・。
久保委員	もちろん。だけど、保護者会でそのところを言ったら、抽象的にそんなに前というのは当時わからないから、ほかにもいたら在園証明書を出すのですかということで、出しますと答えていると思ったけれども。
牛島委員	だから、昭和47年から59年の工事までと、その後は・・・。

副委員長	平成11年度から17年度まで園に在籍していた園児。42ページにアとイとあって、イが職員さん、アが園児。リスク評価の対象となる園児のことですね。アのところですね。
久保委員	だから、今まで送ってない方というか、交付してない方にも送るべきだという・・・。
牛島委員	17年の人は送っているのですでしたっけ？
事務局 (中野主任)	はい。
牛島委員	新たにつけ加えるとしたら、16年までということですか。
委員長	17年だけではないですね。
久保委員	わかっている範囲ということでもあったから、あとは同じ年代でも広がっているのだよね。
赤堀委員	その年代でも、やめた人には送ってなかったりしている。
久保委員	だから、そのときに送った以外の・・・。
牛島委員	では、昭和47年から59年と平成11年から17年のまだ未交付の人。
事務局 (中野主任)	現段階では、在園証明書は、11年度から、アスベストを除去した19年度の8月まで在籍した方に一応交付しています。
久保委員	その時点で在園していたのは、はっきり確定したのですかね。平成11年以降、全部把握できたのですかね。
事務局 (中野主任)	そのときに、証明書を送っている方々について把握はできています。
久保委員	では、その前ということ特定すればいいのか。
牛島委員	送ったときにやめていた人でも、その当時だったら、さかのぼってわかっていたということですかね。
事務局 (中野主任)	証明書を送付する時点で、ご指摘のあった昭和59年改修工事等の時期の名簿はもうなかったもので、把握ができていないということです。 なので、今回の例で昭和60年から平成11年の間は除外をして、

	昭和59年より以前となると、同じように名簿がないので、どのように募るかというのは、今後市のほうでの課題かなというところですか。
牛島委員	平成17年度以降は、当時名簿があったから、わかる限り・・・。
事務局 (中野主任)	そうですね。保管もしてありますし、現在でもわかるかたちです。
牛島委員	やめた人も送ったということによろしいのですか。
事務局 (中野主任)	そうです。
牛島委員	ということは、平成11年度以降は、漏れはなさそうということですね。 問題は昭和47年から59年の人に関しては、わかる人には送ったのですか。
事務局 (中野主任)	在園証明書は発行していません。
牛島委員	検診のために送ってはいるけれどもということですね。
事務局 (中野主任)	そうです。
牛島委員	では、今から在園証明書をつくるのは可能ですか。
久保委員	それは市の決断にすぎない。
事務局 (中野主任)	先ほど久保先生からもご指摘があったとおり、過去にそのようにご説明していることはこちらも確認していますので、この時点で担当課のほうでもう一度検討すべき事項だとは思いますが。
牛島委員	では、それをこの資料の収集の中に入れておくということで、入れる方向を検討します。
委員長	表現は慎重にしないと、交付すべきと書いてしまうと、相手先がわからないのに、どうやって交付するのかという話になってしまうので、表現は検討しましょう。
赤堀委員	私、ちょっと信用していないみたいで悪いのですがけれども、本当に

	全員に送っているかというのが信用できないから、もしかしたら、11年から19年までの間に漏れている。やめてしまって、送られてない人もいるかもしれないではないですか。
牛島委員	これまで送ってない人にできる限り交付をするべきという感じで、表現はまた調整させていただきます。
久保委員	しかし、送らなくても、一応そういうスタンスということではいいのでしょうか。要するに、因果関係があるものについては、そういう対策をするというのは、別に在園証明書を渡しても渡していなくても、市としては責任を持ってやるということは変わらない。
事務局 (中野主任)	そうですね。そこはもう別のかたちだと思っています。在園証明書を交付するか否かというよりは、そういう方々に対して補償するか否かという話なので。
赤堀委員	名簿がなくなったりしたのを当時知っていたから、市は信用ならないと思って、では、私たちが在園したという証拠が欲しいという趣旨だったような気がします。どこかにいってしまって、「あなたたち知りません」となると嫌だった。たしかそれもあったと思うのです。
事務局 (中野主任)	そのようにおっしゃっていました。
牛島委員	では、そこはそれで入れます。
委員長	ほかの点はいかがでしょうか。
牛島委員	先ほど巻末に保護者委員の意見を載せたらどうかというのが名取委員や村山委員長からありましたが、どうですか。
委員長	先ほどのご意見は、最終報告書にそういったものを加えてはどうかというふうに私は・・・。
牛島委員	中間ではないと。中間はもうそろそろ出さないといけない。
赤堀委員	でも、見てもらわないといけないから。
久保委員	それなりにわかってもらって、訴えるような内容にしないといけないから、ただ書いてもらってそのままくっつけるというのもあれだし。

赤堀委員	当時の恨みつらみみたいなものも全部書いてしまっていていいということですね。恨みつらみというか、こういうふうに言われて、これだけ・・・。
久保委員	表現は考えましょうよ。
名取委員	当時のいろいろな心情であったり、ご苦労が、今後の世代の藤沢市の職員の方に通じる必要というのがありますね。つまり、当時をわかった人にとっては、ここはこうでしたねというのがわかる。だけど、だんだん歴史的になると、その歴史が継承されなくなってしまふ。リアリティーのある人が語ると伝わるというのがあるではないですか。そういうようなものが継承していかないと、再発防止にもならないし、本当にこうだったのだなというのがわかるようなものをつける必要がある、そういう意味かなと思われまふ。そういうものはぜひつけていただいたほうが、藤沢市の未来の職員のためにもよろしいかなと思ひます。
副委員長	どういふ対応が必要かといふのがわかるような、教訓化できるようなものを残したほうがいいと思ひます。でも、再発防止策として章立てすると、また仕事が増えそうに嫌なので、そこは添付でいいのではないかと私は思ひます。
久保委員	でも、経過を見ると、あれは市にとってはかなり勉強になる話だと思ひます。市で総括文書を書いているのですが、読んでみると、あれだけでは不十分といふか、何をしたらよかつたかといふのは、もう少し書いたほうがいい気がしました。
副委員長	そうですね。保護者の声に沿うような対応がもう少しできなかつたのかなといふのはある。
久保委員	何が足りなかつたといふところがまだちょっと・・・。要するに簡単に言ふと、市のほうの勉強が足りないのです。
赤堀委員	反省文を出してほしいです。
久保委員	一応出しているのです。総括文書が反省文だと言っているから。
赤堀委員	あれが反省文なんですか。

久保委員	そのつもりでやっていますから。だって、あれも保護者のほうから、総括せよ、総括せよと言ったから出ているのです。
赤堀委員	私はまだ謝ってもらってないと思っているのです。
久保委員	謝っているかどうかは別として、一応あれが総括。保護者が、謝れ、総括せよと言ったから、一応こういうかたちで・・・。
赤堀委員	総括は、ごめんなさいという意味ですか。違いますよね。
久保委員	これですよ。(総括文書を提示)
赤堀委員	知っていますよ。うちにもあるけど。
久保委員	ちょっと謝っているではないですか。
赤堀委員	どこにですか。
久保委員	四角くくくっているのが謝っているつもりの部分です。
赤堀委員	わかりません。今初めて知りました。そうなのですか。
久保委員	だって、そのほかはみんな事実経過です。
赤堀委員	「お伝えすることとしました」、どこに謝っているのですか。
久保委員	謝っているとは言わないけれども。
副委員長	そういう文章というか、そういう部分があつていいと思うのです。それをどういうかたちにするかは別として、今回の最終報告書の中には入れたほうがいいと思いますので、ぜひ思いの丈を・・・。
赤堀委員	たくさんありますよ・・・。
副委員長	皆さんに書いてもらったほうがいいと思うのです。あのときこうしてほしかったとか、こういう言葉が欲しかったとか。
赤堀委員	そうしたら、とまらないですよ。
副委員長	市にとっては非常に貴重な情報だと思います。
赤堀委員	そうしたら、変わるのですかね。
副委員長	変わると思います。
赤堀委員	悪かったですと言わないのですか。これとそれは違うのですか。
久保委員	どれとどれですか。
赤堀委員	だから、こういうのを出したら、やっぱり市が悪かったですと言って落ちつくのかなと思っていたのです。それとこれは別ですか。

委員長	あくまで今回の報告書に生かすためのものなので・・・。
赤堀委員	悪かったから払うのですね。補償するのですね。自分たちに非があったから補償しますよと。
副委員長	一部認めているということです。
久保委員	それは責任があると認識したから、補償しましょうという話になっていくわけでしょう。
名取委員	責任がなかったら、税金を使って委員会を開いてないです。だから、ある程度何らかの責任があるというのは認めていらっしゃるのではないですか。税金を使ってこれだけのものをやっているということ自体が、何らかの責任はある。ただ、その何らかの責任が、赤堀委員が納得できるまでの責任かはわからないですけれども、何らかの責任があるという点では、もちろん認めて努力してくださっていると思います。
委員長	ですから、今の時点であれば、赤堀委員の話は皆さん聞いておられるし、この間何回もそういうやりとりをしていますから、一定程度理解されている。だけど、5年、10年たったら、人がかわってしまうので。
副委員長	市側のメンバーがかわったら、「何の話？」という話になってしまうから、ちゃんと残さないと。
久保委員	既にもうかわっていますけどね。
副委員長	こちらもかわっていく。少しずついなくなっていくので・・・。
委員長	そのほか、いかがでしょうか。
久保委員	1点、名取先生に教えていただきたいのです。胸膜プラークの原発性肺がんだとすると、原則アスベストの原因だと。アスベストとの因果関係はそういうことでもう認められるということによろしいのですか。
名取委員	日本のものであればそうです。ほかの原因で胸膜プラークができることはあまりないと考えられます。
久保委員	私がちょっと違和感あったのは、中皮腫の場合には、要するに、ア

	<p>スベストにどこでばく露したかということについてわからないから、ほかの職歴とか、いろいろ出してもらおう。それが明らかでない場合には、本件の浜見のアスベストによるだろうという・・・。</p>
名取委員	<p>中皮腫というのはアスベスト以外ではないから。</p>
久保委員	<p>そういうことですね。それと、中皮腫という病気とパラレルに考えるのであれば、胸膜プラークの原発性肺がんも、同じようにアスベストであることはそれではっきりする。そうすると、その原因が浜見かほかだというものについては、同じような表現で、ほかが明らかでなければ、浜見が原因だというような表現でいいのではないかと思ったのです。</p> <p>ここでの表現は、中皮腫の場合には、ほかが明らかでない場合には、本件の原因として見てやる。肺がんの場合には、書き方として、ほかでない場合で、浜見が主な原因であるということを、判定部会で認めて初めて判定するということになっているのです。要するに、ほかでないということを証明させるということは、それこそ立証責任を市に転換するような表現になるわけです。</p> <p>アスベストであることがまず前提になって、それがどの原因かということに関しての話なのですが、そこで中皮腫と胸膜プラークがある原発性肺がんについて、そのばく露が浜見かほかかという問題の判定のときのここでの表現の仕方が、同じでいいのではないかと思ったのですけれども。</p>
名取委員	<p>複合要因があるのですね。</p>
久保委員	<p>アスベスト以外であればそのところはあるのですけれども、さっきお話ししました胸膜プラーク・プラス原発性であれば、中皮腫と同じレベルまではいっているというふうに考えてはいけないのですか。</p>
名取委員	<p>そういうふうな理解もできなくはないですけどね。</p>
久保委員	<p>どうなんでしょうか。</p>
委員長	<p>そこは難しいですね。</p>

久保委員	両方かけておいたほうがいいのか。要するに、ほかが明らかでないというのと、浜見が主の原因というのと、そこだけ両方載せているのですね。その必要性が合理的にあるのであれば私は・・・。
委員長	中皮腫以外に関する補償について、ほかの事例でも踏み込むのがなかなか難しい部分ですね。ですから、今回の事例でどういうふうに表現するか、非常に大きなポイントなのです。
久保委員	同じように考えたら、原因がどこかというところの問題とね。ほかはそこが一緒になって、さしがやの事例でも言っているのではないかという気がしたのです。
名取委員	ばく露のいろいろな原因が違うので、そこは申しわけないですけども、同じ保育園だから一緒というふうに考えていただかないほうがいいと思います。ばく露の 10^{-5} とか、その水準も全然違いますし、ばく露とかアスベストの種類とか、いろいろなものが違いますので、そこは、あっちでこうだからどうか、そういうふうにお考えにならないほうがいい。
久保委員	さしがやは逆ですよ。さしがやは、中皮腫の場合には、ほかが明らかでないときとなっていて、肺がんの場合には、もうそれが明らかでなければいけないというふうになっている。そうすると、私が言っているのは、今回の肺がんも、さしがやよりもっと進んだかたちになってしまうのですね。
名取委員	その発症をしたらどうなるというところについては、細かい議論がされているのは多分ここが初めてなのです。ほかのところでは、環境ばく露で、個別性がある。個別のばく露の事実がはっきりしている。そういう事案で日本でやるのはこちらが最初なのです。ほかの事案は、検診とかなんとかのときのものは参考にならないので。
久保委員	いや、私は、ほかの事案を参考にしているのではないのです。ほかの事案より進んでしまう内容になっていて・・・。
名取委員	ほかのが参考ではなく、こちらでどういう論理を立てていくのが最もいいかというところで論議をしていただきたい。ほかの事案の例

	を言っていくと、細かい違いの話に入っていくので、今の久保委員の問題設定は、それをもとに論議を進めるのはやめたほうがいい。
久保委員	さしがやの事を出して論じているのではないです。前提が全然違います。
名取委員	この事案としてどうすべきかというところかと思えますね。
久保委員	それはそれでいいのですけどね。
牛島委員	さしがやより少し進む事情としては、84ページにもダメ押ししておきましたが、イの（ア）の最終行、「このようなことから、疾患の原因判定にあたっては、本章（3）の基準によるものとする」。要は、市がいろいろと立証責任転換的なように期待させるようなかたちで、説明なくこれを送ったようなことも含めて、さしがやより進めていだろうというところが若干あって、こういう表現を・・・。
久保委員	それはそれで歓迎すべきことだと思ったけれども、本日の案で若干後退したから、ちょっと私は・・・。初めは中皮腫と同じような表現になっていたのです。明らかでないときにはもう認めるというような感じになっていたのが、本日の案では、たしか私の印象では、肺がんのところでは、主な原因が浜見にあると両方書いてあるでしょう。中皮腫では、それが書いてないから、どうしてかなと。同じように考えればいいのではないかなと思ったものですから。そうしろと私は言っているわけではないです。中皮腫の場合とそこで分けるべきことなのかなと思ったのです。アスベスト由来ではないという問題のところだけなのですね。アスベスト由来かどうかということになると、ほかにいろいろな原因があるから、立証責任をどうするかというような問題があるのだけだ。
委員長	今の点は、まだ十分議論が尽くされていない点なので、中間報告としては、こういうかたちで基本的には出させていただいて、さらにそのうえで議論を詰めて最終報告にまとめたいと思えますけど。
久保委員	結構です。
委員長	そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

	<p>4章については、今も申し上げたとおり、まだ議論が少し残っているところがあります。今日初めてご覧いただく部分なので、1週間程度は時間を置かせていただいて、もし何かご意見があれば、事務局のほうにお送りいただきたいと思います。それを踏まえたかたちで、最終的な中間報告書の内容を固めて、次のステップに進みたいと思います。</p> <p>今回はかなりいろいろな方々が対象の内容ですので、何らかのかたちで一般の方に公表する。今のところ、市のホームページに掲載をしていただいて、それに対してご意見をいただくというなかたちをとりたいと思います。あと、説明会もぜひ開催して、どの程度の方がお集まりになるかわかりませんが、そういう機会も持って、この内容についても説明する。それを含めて、一般の方々からのご意見をいただいて、最終報告のかたちにまとめたいと考えています。</p> <p>今のところ、最終報告については、年度末までにはまとめたいと考えていますので、それに向けて委員会も開催したいと思っておりますが、内容についてかなりいろいろなご意見をいただいて、ちょっと時間がかかるという場合も考えられます。その場合はまたご相談をしたいと思いますが、今のところの予定としては、最終報告を年度末までにまとめるというかたちで考えております。</p> <p>そういうことで大体議事は出たかなと思いますが、よろしいでしょうか。このような進め方で考えていますが、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p> <p>では、「その他」ということですが、委員のほうから何かありますでしょうか。</p>
名取委員	<p>質問ですが、あと1週間で、特に異論がなければ、一応これが案として、中間報告の説明会のようなものが開催されるという手順ですか。</p>

委員長	はい。それと同時にホームページにも公表される。
名取委員	それを受けて、次はどういうステップに行かれる予定でしょうか。
委員長	次回の予定はどういうかたちになりますかね。
事務局 (中野主任)	特に今、部会等の予定もないので、現状、予定が全くないです。3月終わりに最終報告案をもつての委員会という目途のみになります。
委員長	恐らく部会は開く必要があると思うのです。特に4章部分に関係する部会はですね。部会の頻度や時期についてはまだ考えていなかったのですが、少なくとも一回は開かないとまとまらないだろうと思っています。
久保委員	今の委員長の話から、部会長会議に出たパブリックコメントはやるのですか。
委員長	やる方向です。
久保委員	それでも書面で意見が出てきて、それをこなす委員会、部会・・・。
委員長	1週間程度時間を置いて、その後、公表ということになると、12月の上旬から中旬ぐらい。そこから年末年始を挟みますので、少なくとも1カ月弱ぐらいは期間を置いてご意見をいただく。その間、できるだけ説明会を開いて、その場でもいただく。
名取委員	パブコメをして求めている間に説明会を開き、また意見をいただき、締め切る。そして委員会をやって最終という感じですかね。
委員長	そうですね。
名取委員	その間に巻末資料を追加するものがあれば追加していくという感じですかね。
赤堀委員	これをホームページに載せるのですか。
委員長	はい。
赤堀委員	誰も読まないのではないかなと思う。これを簡潔に、こうだよ、こうだよというのはできないのですか。私も仕事をして、これをやって、これがダーッとパソコンに来られたら、まだペーパーだったら、電車の中でちょっと読もうかなと思うけれども、まず読まない。

委員長	概要版が必要ですね。でも、そういう時間が・・・。
赤堀委員	だって、これは私でもわからない言葉を携帯で調べながら・・・。 これで、もしみんなに意見を求めても、「意見はなかったですね」、 「誰も何も書き込んでないですね」となると思う。 多分これを載せるのだったら、載せなくてもいいんじゃないかと思 うぐらい読まない。よっぽどマニアックな人だったら読むけど。
牛島委員	でも、そういうのをオープンにする手続をしているということが非 常に大事で、それがわかりにくいのだったら、説明会みたいなとこ ろで口頭で聞く。全部を一言一句は読みませんよ。
委員長	概要版をつくりませんか。
赤堀委員	これをホームページに載せるのだったら、これを載せた後に、こう いうことが書いてあるよ、4章はこういうことだよといったら、「4 章がちょっと気になるから、4章だけ選択して読んでみようかな」 とか。
久保委員	言っていることはわかるけれども、やろうとすると大変だから、誰 も口に出さないだけです。
委員長	3章と4章は割と短いのです。1章と2章が長いので、その部分 を少し要約して、3章、4章と・・・。
赤堀委員	1と2がややこしかったら、3も4も一緒だなと思うから、1章は こういうことが書いてあるよ、2章はこうだよ、3章はこうだよと 言って、多分4章は気になるので、これは大体こんなだよ、詳しく はこちらへみたいなの。
久保委員	説明会をやってもレジュメみたいなものは必要なんですよ。
副委員長	基本的には目次のおりなんだよね。
久保委員	目次を膨らませるという意味だね。
副委員長	目次に少しずつ内容を入れていく。
赤堀委員	そこを読めば要約。国語のテストみたいに何字以内で要約みたいなの。
牛島委員	目次に、何を書いていますというのを2～3行ずつ入れる。
赤堀委員	そこを読めば、80%はわかるというふうにはできないのですか。読

	みたいけれども、読めない人はいっぱいいます。子どもがいると無理なのです。主婦は、自分の見たいテレビも見られない、読みたい本も読めないのです。それに、これは見ただけで、「済みません」となる。
久保委員	そのとおりです。それは誰だって読まない。
名取委員	村山委員長と中野さんが、今のご意見のためにご尽力するという決意を2人ですれば、可能は可能ですよ。要は要約しろということでしょう。
久保委員	永倉さんもいます。
名取委員	永倉さんは要約には向かない。再現的な人だから、要約はちょっと・・・。
久保委員	わかりやすく皆さんのために。
委員長	1章、2章も大事な部分は割と決まっていると思います。だから、そこをピックアップして、少し要約的にする。
赤堀委員	万人がわかる言葉で。
久保委員	万人がわかる言葉は・・・。
赤堀委員	でも、みんなに意見を聞きたいのだったら、それぐらいしないとダメです。
久保委員	そのとおりです。
副委員長	それはそうだ。これを出して意見をくれといたって、誰も出さないですね。
赤堀委員	無理です。誰も読みません。
久保委員	要約版と本文を分けて・・・。
赤堀委員	それで気になったら読む。
副委員長	パブリックコメントの前、みんなに意見を聞く前につくらなければいけないということですね。
名取委員	要約版はそうですね。
委員長	そうすると、若干遅れますが、12月中旬くらいには・・・。
久保委員	でも、意見を聞く時間を十分とれば、本体を公表するのは先行され

	でも別に・・・。
委員長	でも、赤堀委員の意見からすると、これを出してしまうと、こんな の読めないと思ってしまう。
赤堀委員	まず要約を出して、おおっと来てから、気になる方はこちらをどう ぞと。
久保委員	確かにそのとおりです。
副委員長	随分大事な意見が出ますね。
久保委員	我々だけでいると、そんなことは誰も口に出さない。
赤堀委員	こういうものを渡されて、エーッ？て。目がチカチカしますよ。
委員長	わかりました。では、要約をつくることにしましょう。一緒に出す。 大事なご意見です。
久保委員	誰も言い出せない大事なご意見。
委員長	最終報告ではもう要約は絶対必要だとは思っていたのですが、中間 報告も必要ですね。おっしゃるとおりです。
赤堀委員	だって、意見を聞きたいとおっしゃっていたから、それはもう・・・。 そうか、みんな言わないだけだ。
久保委員	実はちょっとずつ思っていた。
委員長	ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 事務局からは何かありますか。
事務局 (中野主任)	大体の流れはご説明がありましたので、改めましてになりますけれ ども、今日ご意見をいただいた部分は、事務局のほうで修正させて いただいて、それ以外にお気づきの点がございましたら、来週末ぐ らい、もしくは再来週の頭ぐらいをめどに、事務局までメール等 でご連絡を頂戴できればと思います。 それを踏まえ、かつ、同時進行でも、今あった要約版の作成を進め たうえで、中旬くらいにホームページで公表する。そういう手順な ので、恐らく説明会は年明けになってしまうかなとは思いますが、 保護者への周知期間もありますので、なるべく年明け早々に開催し て、その後、それを踏まえた補償検討部会ないし部会長会議を開催

	<p>したいと思っております。何とか3月中の委員会の開催に間に合うように進めていきたいと思っておりますので、日程調整は今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>以上になります。</p>
委員長	<p>ほかに特にご意見がなければ、これで終わりにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見, 質問等 : なし)</p> <p>では、今日の委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>

以 上